別表七㈠の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第57条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）若しくは第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける場合、法第78条（所得税額等の還付）若しくは第144条の11（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による中間申告をする場合に限る。第４号において同じ。）又は法第80条第５項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは法第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により還付の請求をする場合に記載すること。

別表七㈠の記載要領第11号中「「所得金額控除限度額　(1)×50、55、60、65又は100/100　(2)」を」を「「所得金額控除限度額　(1)×50、55、60又は100/100　(2)」」に、「「、55、60、65又は100」」を「「、55、60又は100」」に、「「、60、65又は100」」を「「、60又は100」」に、「平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する」を「平成29年４月１日前に開始した」に、「「、65又は100」」を「「又は100」」に改め、「、平成28年４月１日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、55、60、」及び「又は100」を消し」を加え、「「50、55、60、65又は」」を「「50、55、60又は」」に改め、同欄四号を次のように改める。

４　「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、法第58条第１項に規定する災害による損失若しくは震災特例法第16条の３第１項（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に規定する震災関連原状回復費用に係る損失が生じた場合（法第58条第１項の規定の適用を受ける場合に限る。）、法第78条若しくは第144条の11の規定による還付を受けようとする場合又は法第80条第５項において準用する同条第１項若しくは法第144条の13第11項において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により還付の請求をする場合に記載し、その明細を別紙に記載して添付すること。

別表七㈠付表一の記載要領第六号中「含む。）」の次に「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第11項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄九号中「限る。）に」の次に「法第80条第５項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは法第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは第２項の規定の適用に係るこれらの規定に規定する欠損事業年度（以下別表七（一）付表四までにおいて「災害欠損事業年度」という。）がある場合又は」を加え、同号(1)中「（当該」の次に「災害欠損事業年度又は」を、「、当該」の次に「災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第５項において準用する同条第１項若しくは法第144条の13第11項において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額又は当該」を加え、同号(2)中「（当該」の次に「災害欠損事業年度又は」を、「、当該」の次に「災害欠損事業年度の別表七（一）「15の③」の金額又は当該」を加える。

別表七㈠付表一一の記載要領第１号中「該当する場合」の次に「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（第５号において「平成29年旧令」という。）第112条第５項第１号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合」を加え、同第11号中「営む」を「行う」に改め、同欄四号中「生じた」の次に「同項第２号に規定する」を加え、同第五号中「において有する」を「の属する事業年度開始の日前から有していた」に改め、「除く。）」の次に「又は平成29年旧令第112条第７項に規定する支配関係発生日において有する資産（平成29年旧令第123条の８第３項第１号から第５号まで（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産に該当するものを除く。）」を加え、同表の記載要領に次の１号を加える。

７　令第112条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する関連法人対象事業年度以後の事業年度に災害欠損事業年度がある場合の記載は、次によること。

(1)　「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(⑹と⑽のうち少ない金額）又は⑲）」　⑾　の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度の別表七（一）「15の③」の金額を「⑹」の金額から控除して計算すること。

(2)　「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（⑮と⑯のうち少ない金額）」　⑰　の欄（当該災害欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該災害欠損事業年度の別表七（一）「15の③」の金額を「⑮」の金額から控除して計算すること。

別表七㈠付表二の表中「共同事業を営むための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の特例に関する明細書」を「共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の特例に関する明細書」に改め、同表の記載要領第11号中「対象事業年度に限る。）に」及び「（当該」の次に「災害欠損事業年度又は」を、「当たつては、」の次に「当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第５項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは法第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額又は」を加え、同欄四号中「又は法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第33号）第１条の規定による改正前の別表七の二付表二のうち、」を「のうち」に改める。

別表七㈠付表四の記載要領第11号⑵中「の事業年度に」の次に「災害欠損事業年度又は」を、「場合には、」の次に「当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第５項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは法第144条の13第11項（欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額又は」を、「（当該」の次に「災害欠損事業年度又は」を加える。

別表七㈠の表中

所得金額差引計（別表四「37の①」）

を

所得金額差引計（別表四「38の①」）

に改める。